



平成 19 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ラック
代表者の役職氏名 代表取締役社長 高梨輝彦
(JASDAQ・コード 4359)
(URL <http://www.lac.co.jp/>)
問 い 合 せ 先 執行役員管理本部長 白石通紀
電 話 番 号 03(5537)2600

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月28日開催の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及状況を考慮し、公告閲覧の利便性の向上及び公告費用の削減を図ることを目的として、当社定款第4条に定める公告方法を電子公告に変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主総会においてより充実した情報の開示ができるようにするための規定を新設するものであります(変更案第14条)。
 - ② 株主総会における代理人による議決権の行使について、代理人の数および代理権を証明する方法を明確化するものであります(変更案第15条)。
 - ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議事項について、必要が生じた場合に書面または電磁的記録によりその承認を行うことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第26条)。
 - ④ 社外取締役及び社外監査役がその期待される職務をより適切に行えるよう、社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第30条第2項および第41条第2項)。なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
 - ⑤ 第6章に「会計監査人」の章を新設し、選任方法、任期、報酬等の規定を新設するものであります。(変更案第42条～第45条)
 - ⑥ その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

 - ・当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
 - ・当社は、株券を発行する旨の定め。
 - ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。
- (3) 以上のほか、上記の変更に伴う条数の変更やその字句の修正等条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 28 日

以上

別紙

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行</u>う。 (新 設)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、212,000 株とする。</p> <p>(新株の発行)</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定</u>により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買い受け</u>ることができる。 (新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を</u>置く。 2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、端株の買取り</u>その他株式および端株に関する事務は<u>名義書換代理人に取り扱</u>わせ、当社においては<u>これを取り扱</u>わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、端株の買取り</u>その他株式および端株に関する請求、届出の<u>手続きおよび手数料は、取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載または記</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行</u>う。 <u>2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行</u>う。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、212,000 株とする。</p> <p>(新株の発行)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取</u>得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行</u>する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、<u>公告</u>する。 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取</u>扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社が<u>発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定</u>款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める</u>株式取扱規則による。</p> <p>(基 準 日)</p>

録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 11 条 (条文省略)

(招集者および議長)

第 12 条 株主総会は、社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(新 設)

(第 14 条より移項)

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項に係わらず、商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上

第 11 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 (現行どおり)

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上

<p>をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>株主総会における議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会の<u>議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印もしくは電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 17 条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 19 条 <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長 1 名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 20 条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>2 <u>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>をもって行う。</p> <p>(第 15 条へ移項)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第 18 条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>終結の時</u>までとする。</p> <p>(第 22 条第 3 項に移項)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u></p>
---	---

<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに<u>その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 24 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印<u>もしくは電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬および<u>退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印<u>または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づ</u></p>
--	--

<p>第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 28 条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第 29 条 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任 (以下「予選」という。) することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 第 1 項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>3 前条第 1 項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(第 34 条より移項)</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p>	<p><u>く賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 31 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p>
--	--

第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 33 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印もしくは電子署名を行う。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。

(新 設)

(報酬および退職慰労金)

第 35 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(第 35 条へ移項)

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

<p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 37 条 当社の<u>営業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 38 条 当社の利益配当金は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者ならびに同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者ならびに同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して、<u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配 (以下中間配当金という。) を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 40 条 当社の利益配当金および中間配当金が<u>その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第 45 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 46 条 当社の<u>事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 47 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 49 条 期末配当金および中間配当金が、<u>支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>
---	--